

# 指導・監査について

福祉総務課 指導監査係

- ・介護老人福祉施設
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・短期入所生活介護
- ・短期入所療養介護
- ・特定施設入居者生活介護
- ・認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

# 目次

1 指導と監査について

2 令和6年度運営指導において指摘の多かった項目等について

3 運営上の留意事項について

# 1 指導と監査について

## 指導(運営指導・集団指導)

【介護保険法第23条など】※定期的に実施

- **介護サービスの実施状況指導** (主に利用者に対するサービスの質を確認、ケアマネジメント・プロセスに基づくサービスの適正性の確認、高齢者虐待及び不適切な身体的拘束の防止等)
- **最低基準等運営体制指導** (基準省令及び基準条例に規定する運営体制の確認・指導)
- **報酬請求の指導**
- **制度管理の適正化指導 等**

※ 運営指導において著しい問題を把握した場合、監査に切り替えることもできる。

## 監査

【介護保険法第83条など】※必要に応じ実施

著しい基準違反・不正請求・不正の手段による指定・人格尊重義務違反がある(又はその疑いがある)場合等

改善勧告

改善命令

指定の取消等

## 2 令和6年度運営指導において指摘の多かった項目について

## 入所系事業所に対する主な指摘事項

内容及び手続の説明・同意

52

加算

28

虐待の防止

23

衛生管理等

23

運営規程

18

業務継続計画の策定

14

勤務体制の確保等

13

計画の作成

11

介護の基本取扱方針

11

協力医療機関等

10

秘密保持

8

利用料等の受領

7

0

10

20

30

40

50

60

## 内容及び手続の説明・同意

1 サービスの提供開始時に、重要事項について説明し、同意を書面で得ているが、説明した内容(重要事項説明書)を保管していない

説明した内容(重要事項説明書)は、同意の書面と一緒に保管してください。

2 重要事項説明書において、利用者のサービスの選択に必要な内容の記載が不十分である

重要事項説明書に、「運営規程の概要」、「苦情処理の体制に関する事項」、「職員の勤務体制」、「事故発生時の対応」、「第三者評価の実施状況」等も併せて記載してください。

# 加算

※加算の要件は他にもあります。ここでは指摘事項や特に注意していただきたい事項を取り上げています。

### 1 夜勤職員配置加算・夜間支援体制加算の要件となる職員配置を満たしていない、または、満たしているか確認していない

他の要件を含め、加配の要件を満たしているか、必ず、毎月確認するようにしてください。

夜勤職員配置加算…介護老人福祉施設等  
夜間支援体制加算…認知症対応型共同生活介護

### 2 看取り介護加算の要件を一部満たしていない

- ① 看取りに関する指針について、入所・入居時に、利用者又はその家族に対し説明し、同意を得てください。
- ② 看取りに関する職員研修の記録を残してください。

## 加算

※加算の要件は他にもあります。ここでは指摘事項や特に注意していただきたい事項を取り上げています。

**3 個別機能訓練加算について、3か月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、生活状況を確認する必要があるが、訪問の記録がない**  
【短期入所生活介護】

　　国の参考様式等を踏まえ、利用者の居宅を訪問して生活状況を確認し、訪問について記録を残してください。

**4 個別機能訓練加算について、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同で個別機能訓練計画を作成したことについて確認ができない**

　　機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員等が共同で個別機能訓練計画を作成したことがわかるよう記録を残してください。

# 加算

※加算の要件は他にもあります。ここでは指摘事項や特に注意していただきたい事項を取り上げています。

### 5 褥瘡マネジメント加算について、評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに褥瘡ケア計画を作成していなかった

褥瘡が認められ、又は評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者ごとに褥瘡ケア計画を作成してください。

### 6 医師、看護師、介護職員、管理栄養士、介護支援専門員その他の職種の者（以下「医師等」という。）が共同して褥瘡ケア計画を作成していることが確認できなかった。また、褥瘡管理の実施について、管理の内容や利用者の状態の記録が確認できなかった

医師等が共同して褥瘡ケア計画を作成していることがわかるよう記録を残してください。また、褥瘡管理の実施について、記録を残してください。

※計画作成に医師が参加できない場合、当該医師の指示を受けた創傷管理関連の研修を修了した看護師や皮膚・排泄ケア認定看護師の参加で差し支えない。

## 虐待の防止

### 1 虐待の発生・再発防止のための対策を検討する委員会の結果を従業者に周知徹底していない

委員会の結果を従業者に周知徹底し、周知した旨の記録を残してください。

### 2 虐待の防止のための指針の内容が不十分

国の解釈通知を参考に、指針の内容を精査し、必要な項目を追記してください。

※ 国の解釈通知：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日 老企第43号）等

### 3 虐待防止のための研修が実施されていない、または記録がない

研修の実施について、必要回数実施し、実施日、概要、参加者等の記録を残してください。また、不参加者に対しても伝達研修を行うなど何等かの対応を行い、その旨記録に残してください

高齢者虐待防止措置（委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）を実施していない場合、減算が適用されますので注意してください。

注意

## 衛生管理等

1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が、基準で定められた回数開催されていない。また、委員会の結果を従業者に周知していることが確認できない

定められた回数委員会を開催し、議事録を作成してください。また、委員会の結果を従業者に周知徹底し、周知した旨の記録を残してください。

2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針について、内容に不備がある

国の解釈通知を参考に、指針の内容を精査してください。

※国の解釈通知:指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成12年3月17日 老企第43号)等

3 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修や訓練を実施していない。また、実施していても記録が確認できない

定められた回数、研修や訓練を実施し、明確に記録を残してください。

※倉庫の中の清潔物と不潔物の区別など日常の衛生管理にも注意してください。

## 運営規程

### 1 重要事項説明書の内容と整合していない

運営規程の内容を実態に合わせて精査し、重要事項説明書と整合するようにしてください。

### 2 利用料について、1割負担のみ記載されている等、2・3割の負担がありうることがわからない記載になっている

負担割合に応じ、1割～3割の負担がありうることを記載してください。

## 業務継続計画の策定等

### 1 業務継続計画の従業者への周知、定期的な研修及び訓練が実施されていない、または記録がない

計画の従業者への周知、定期的な研修及び訓練を実施し、実施日・概要・参加者等の記録を明確に記録を残してください。



※令和7年4月1日から、次の全てを満たさない場合、**減算**が適用されます。

(令和6年度中の減算の経過措置終了)

- ① 業務継続計画の策定
- ② 従業者に対し業務継続計画について周知し必要な回数の研修及び訓練を実施
- ③ 業務継続計画を定期的に見直し、必要に応じて変更

参考：厚生労働省HP

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

## 介護の取扱い方針

**1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、他の会議体と一緒に開催しているような場合に、3か月に1回以上開催したことがわかる議事録が作成されていない、また、委員会の結果について従業者に周知していることがわかる記録がない**

委員会の開催について明確な議事録を作成し、委員会の結果について従業者に対し周知した旨の記録を残してください。

**2 身体的拘束等の適正化のための指針について、一部内容が不十分**

国の解釈通知を参考に、指針の内容を精査し、必要な項目を追記してください。

※国の解釈通知：指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日 老企第43号）等

**3 身体的拘束等の適正化のための研修を実施した明確な記録がない**

研修の実施について、必要回数実施し、実施日、概要、参加者等の記録を残してください。また、不参加者に対しても伝達研修を行うなど何等かの対応を行い、その旨記録に残してください。

【補足：基準上必要な内容について】

身体的拘束は当該利用者や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き行つてはならない。

⇒事業所として3原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし必要性を判断してください。

- ① やむを得ず行う場合、その態様及び時間、その他利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ② 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催する。
- ③ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ④ 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。



注意！

※①～④を実施していない場合、減算が適用されますので注意してください。

（短期入所生活介護等については、令和6年度まで経過措置）

参考：「身体拘束廃止・防止の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

※身体的拘束を行う場合、市の基準条例により福祉総務課への届け出が必要です。

## 勤務体制の確保等

### 1 勤務表において、ユニットごとに昼間の時間帯に常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置していることが確認できない 【ユニット型】

時間外対応の場合も、配置が確認できるよう勤務の体制の記録を残してください。ただし、恒常的な時間外対応は望ましくありません。

### 2 ハラスメントに係る事業所の方針等の文書において、内容が不十分

セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含めるようにしてください。

## 協力医療機関

- 1 協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応の確認を行っていない。また、協力医療機関の名称等を市に届け出ていない  
【短期入所生活介護・短期入所療養介護を除く】

1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を市に届け出してください。

届出書様式等⇒長崎市HP : <https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/42009.html>

## 秘密保持

- 1 外国人等一部の従業者から秘密保持の誓約書を提出させていない

従業者又は従業者であった者が、業務上知り得た利用者等の情報を漏らすことがないよう必要な措置を講じる必要がありますので、誓約書を漏れなく提出させてください。

## 計画の作成

### 1 施設サービス計画が保管されていない事例がある

適正に保管してください

### 2 短期入所生活介護計画の同意・交付が遅延している事例がある

利用者又は家族に対し、遅延なく計画の説明を行い、同意を得てください。

## 利用料等の受領

### 1 利用者から徴収する利用料その他の費用について運営規程で定めていない

運営規程では、利用者から徴収する利用料その他の費用についても定めてください。

### 2 利用者から徴収する「その他の日常生活費」について、内容や徴収方法が一部不適切

国通知を参考に、徴収する費用が適切かどうか確認し、あいまいな名目での徴収や選択の余地のない一律の徴収とならないよう注意してください。

※ 国通知：通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年3月30日老企第54号）

不適切な例：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護において、「私物の洗濯代」として日常の施設での洗濯代を徴収する。（※入所者等の希望により個別に外部のクリーニング業者に取り次ぐ場合を除く。）

# サービス提供に当たり事業所における 自己点検が重要となります。 適正な介護報酬の算定に活用してください。

## 自己点検票ダウンロード

長崎市ホームページHOME>メニュー>  
しごと・産業>高齢者・障害者の福祉>  
事業所・施設>指導監査資料様式ダウ  
ンロード>介護サービス事業者等に対す  
る運営指導の事前提出資料様式

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/page/6243.html>

サービス名をクリックすると自己点  
検票がダウンロード出来ます。

### 介護サービス事業者等に対する運営指導の事前提出 資料様式（令和6年度）

ここに掲載した自己点検票は、介護保険法等の規定に基づき運営指導を行う際に、事前提出資料として提出をお願いしています。実施日時や当日準備資料などについては、実施日のおおむね1か月前に通知を郵送しお知らせします。

令和6年度に運営指導が実施されない事業所については、指定基準などの適合状況の確認のため自己点検票として御活用ください。

#### 居宅サービス（介護予防・総合事業を含む）

1. 訪問介護・介護予防訪問介護相当サービス・生活援助サービス (Excelファイル／908KB)
2. 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護 (Excelファイル／871KB)
3. 訪問看護・介護予防訪問看護 (Excelファイル／115KB)
4. 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション (Excelファイル／90KB)
5. 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導 (Excelファイル／81KB)
6. 通所介護・介護予防通所介護相当サービス・ミニデイサービス (Excelファイル／1.21MB)
7. 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション (Excelファイル／707KB)
8. 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護
  - (従来型) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (Excelファイル／918KB)
  - (ユニット型) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 (Excelファイル／917KB)
9. 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護
  - (従来型) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護 (基準編)

# 【参考】令和6年度 事業種別実施状況

	対象事業所数	実施事業所	実施率	うち指摘あり				うち報酬返還あり	指摘のうち返還 がある割合
					指摘率	うち指摘あり	指摘率		
訪問系	訪問介護	151	10	7%	9	90%	0	0	0%
	夜間対応型訪問介護	2	0	-	-	-	-	-	-
	訪問入浴介護	3	0	-	-	-	-	-	-
	訪問看護	72	5	7%	5	100%	0	0	0%
	訪問リハビリテーション	9	0	-	-	-	-	-	-
	福祉用具貸与・販売	45	1	2%	0	0%	0	0	0%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	10	3	30%	3	100%	0	0	0%
	小計	292	19	7%	17	89%	0	0	0%
護居支援介	居宅介護支援	162	9	6%	7	78%	1	14%	
	介護予防支援	20	0	-	-	-	-	-	-
	小計	182	9	5%	7	78%	1	14%	
	通所介護	88	16	18%	14	88%	0	0	0%
通所系	認知症対応型通所介護	19	2	11%	2	100%	0	0	0%
	通所リハビリテーション	15	0	-	-	-	-	-	-
	地域密着型通所介護	99	8	8%	8	100%	1	13%	
	小規模多機能型居宅介護	36	5	14%	5	100%	0	0	0%
	看護小規模多機能型居宅介護	7	0	-	-	-	-	-	-
	ミニデイサービス	7	1	14%	1	100%	0	0	0%
	小計	271	32	12%	30	94%	1	3%	
	合計	995	108	11%	98	91%	5	5%	
入所・入居系	介護老人福祉施設	32	12	38%	12	100%	0	0	0%
	介護老人保健施設	15	0	-	-	-	-	-	-
	介護医療院	3	0	-	-	-	-	-	-
	短期入所生活介護	73	22	30%	22	100%	1	5%	
	短期入所療養介護	17	0	-	-	-	-	-	-
	特定施設入居者生活介護	16	3	19%	2	67%	0	0%	
	認知症対応型共同生活介護	74	8	11%	5	63%	1	20%	
	地域密着型介護老人福祉施設	20	3	15%	3	100%	1	33%	
	小計	250	48	19%	44	92%	3	7%	

※実施事業所数は、令和7年1月までに運営指導を実施した事業所。

※「うち指摘あり」は上記のうち結果が確定している事業所数。

### 3 運営上の留意事項について

# 令和7年4月1日から適用開始となる主な事項

## (1) 業務継続計画未策定減算

以下の基準を満たしていない場合、減算の対象となります。

- ・ 感染症に係る業務継続計画を策定し、必要回数、研修及び訓練を実施すること
- ・ 災害に係る業務継続計画を策定し、必要回数、研修及び訓練を実施すること

※令和7年3月31日で経過措置が終了します。

## (2) 重要事項のウェブサイトへの掲載

ウェブサイトとは以下のことをいいます。

- ・ 事業所のホームページ等
- ・ 介護サービス情報公表システム

## (3) 身体的拘束廃止未実施減算

※短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護(外部サービス型等)の経過措置終了。

基準を満たしていない場合、減算の対象となります。

(基準の内容については、P16参照)

## 令和7年度経過措置中の事項(令和9年3月31日まで努力義務)

### **(1)入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置**

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性向上に資する取組の促進を図るため、定期的に開催すること。

※厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取り組みを進めることが望ましい。

[https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/Seisansei\\_kyotaku\\_Guide.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/Seisansei_kyotaku_Guide.pdf)

### **(2)協力病院等**

**【対象:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】**

次の要件を満たす協力医療機関(③は病院に限る)を定めること。

- ① 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護師が相談対応を行う体制を常時確保
- ② 当該施設から診療の求めがあった場合に診療を行う体制を常時確保
- ③ 入所者の病状急変時、当該施設の医師等が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則受け入れる

# 令和6年4月1日から義務付けとなった主な事項

## (1) 業務継続計画の策定等

令和7年度からは全面的に業務継続計画未実施減算が適用されますので、再度ご確認ください。

## (2) 感染症の予防及びまん延防止のための措置

## (3) 身体的拘束適正化のための措置

※短期入所生活介護、短期入所療養介護等についても義務化され、令和7年度から減算が適用されますので、再度ご確認ください。

## (4) 虐待防止に係る措置

## (5) 協力医療機関等

【対象：短期入所生活介護、短期入所療養介護を除く】

協力医療機関の市への届け出等

## (6) 無資格者の認知症介護に係る基礎的な研修の受講

新規採用者の場合は採用後1年内に受講させること。

# 令和6年4月1日から義務付けとなった主な事項

## (7) 栄養管理

【対象:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

入所時に栄養状態を把握し、医師・管理栄養士(栄養士のみの配置等の場合は施設外の管理栄養士との連携も可)・看護師・介護支援専門員その他の職種で共同して栄養ケア計画を作成し栄養管理を行うとともに、栄養状態を定期的に記録、評価を行い計画を見直すこと。

※令和6年3月31日に経過措置が終了し、上記基準を満たさない場合、**減算**が適用されますので注意してください。

## (8) 口腔衛生の管理

【対象:介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年に2回以上行い、当該指導等に基づき、入所者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、当該計画を見直すこと。

※令和6年3月31日に経過措置が終了しました。

## 運営基準において実施等が必要な各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

### ＜短期入所生活介護・短期入所療養介護＞

	委員会	計画・指針	研修	訓練
業務継続計画	—	計画	年1回以上 新規採用時	年1回以上
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	おおむね 6月に1回以上	指針	年1回以上 新規採用時	年1回以上
虐待の防止	定期的	指針	年1回以上 新規採用時	—
認知症介護に係る基礎的な研修(無資格者のみ)	—	—	採用後 1年以内	—
非常災害対策	—	計画	—	定期的
身体拘束等の適正化	3月に1回以上	指針	年2回以上 新規採用時	—

上記以外に事故発生防止の研修も年1回以上の実施をお願いいたします。

## 運営基準において実施等が必要な各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

### ＜特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護＞

	委員会	計画・指針	研修	訓練
業務継続計画	—	計画	年2回以上 新規採用時	年2回以上
感染症の予防及びまん延の防止のための措置	おおむね 6月に1回以上	指針	年2回以上 新規採用時	年2回以上
虐待の防止	定期的	指針	年2回以上 新規採用時	—
認知症介護に係る基礎的な研修(無資格者のみ)	—	—	採用後 1年以内	—
身体拘束等の適正化	3月に1回以上	指針	年2回以上 新規採用時	—
非常災害対策	—	計画	—	特定は定期的 GHは月1回

上記以外に事故発生防止の研修も年1回以上の実施をお願いいたします。

## 運営基準において実施等が必要な各種委員会、計画・指針、研修及び訓練

### ＜介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護＞

	委員会	計画・指針等	研修	訓練
業務継続計画	—	計画	年2回以上 新規採用時	年2回以上
虐待の防止	定期的	指針	年2回以上 新規採用時	—
認知症介護に係る基礎的な研修 (無資格者のみ)	—	—	採用後 1年以内	—
感染症及び食中毒の予防及び まん延の防止	おおむね 3月に1回以上	指針	年2回以上 新規採用時	年2回以上
身体拘束等の適正化	3月に1回以上	指針	年2回以上 新規採用時	—
非常災害対策	—	計画	—	定期的
事故発生防止	○(頻度なし)	指針	年2回以上 新規採用時	—
褥瘡対策	○(褥瘡対策チー ム・頻度なし)	指針	○(頻度なし)	—
入所に関する検討 ※(地域密着型)特養のみ	指針で定めた回数	指針	—	—

# レジオネラ症の防止対策について

循環式浴槽を使用している施設及び事業所は、厚生労働省が示す「循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル」を再度確認し、その予防に努めてください。

循環式浴槽を使用していない施設及び事業所においては、入浴サービスを提供する場合があれば、「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」を再度ご確認ください。

また、レジオネラ症発生の原因は入浴設備とは限りませんので、冬場に加湿器を使用する場合など、レジオネラ症予防に関する知識について従業者間で共有し、その予防に努めてください。

## ＜参考＞

レジオネラ対策に関する厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000124204.html>